

答 申 第 1 0 0 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会 答申

令和7年10月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和6年11月13日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「平成29年4月以降、特定地域でおきた特定事業者の建設残土の不法投棄事件に関する一切の情報」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年12月26日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 本件対象公文書及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、特定事業者の建設残土の不法投棄に係る業務報告及び監視日報である。

本件対象公文書について、実施機関が非開示とした情報（以下「本件非開示情報」という。）は以下の情報である。

- ①特定事業者の所在地、代表者の携帯電話番号、FAX番号及び印影
- ②特定事業者代表者への確認内容（免許証住所、住居、住居形態、生年月日、連絡先電話番号並びに家族の氏名及び生年月日）
- ③隣地作業者を特定し得る情報（作業者の氏名及びその者の属性）
- ④特定地域外の土地地権者の氏名
- ⑤図面、農家台帳及び経営耕地の筆別帳
- ⑥警察官の氏名
- ⑦事案名（個人の氏名）
- ⑧残土搬入業者担当者の役職名、氏名及び携帯電話番号
- ⑨バックハウ製造番号及びモデル番号
- ⑩自動車の車両番号（ナンバープレート）
- ⑪残土搬入業者名、住所及び電話番号並びに所有施設所在地
- ⑫廃棄物搬入業者名
- ⑬事案名（法人名及び事案所在地）
- ⑭バックハウ点検票（点検業者名及び識別ナンバー）
- ⑮通報者の氏名
- ⑯匿名通報者を特定し得る情報（聴取内容及び携帯電話番号）

4 審査請求の理由

審査請求書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

特定事業者は、三重県を含めた他県でも大規模な不法投棄を展開しており、本件においては、農地所有者に隣の畑と同じ高さの1メートルまで積むと言ってだまし、残土を8メートルまで積み上げた。

市に問い合わせたところ、農地転用許可は下りていないとのことであり、そういう業者と協業している残土搬入業者を非開示とするのは、違法行為や不法行為を行う業者を行政がかばうことであり、本来の情報公開の趣旨ではない。

また、業者名は事業を営む個人であることから、個人情報ではなく法人情報であり、業務に関する情報は開示しなければならない。個人情報というのは、病気、出自、思想信条、住所などのプライバシーや生活上の情報であって、それ以外の業務に関する情報は個人情報で保護されるべきではなく、違法関係の部分を非開示とするのは不合理である。

よって、本決定を取り消し、非開示とした部分を開示すべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

当課は三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例を所管しており、勧告、命令、事業停止、許可の取消しなどの行政処分を公表しているが、本件については行政処分をしていない。

なお、本件土地は農地であるため、平成30年度に農地法に基づいて行政指導されているとのことであるが、当課は廃棄物を監視しているため、土の問題が大きい本件については監視対象外ではあるものの、廃棄物が置かれていたことから廃棄物や土に変化がないか現在も監視しており、平成30年4月18日以降、現場に変化がない状態が続いている。

それぞれの判断として、3①～⑩、⑯については、特定の個人が識別し得る情報として条例第7条第2号により非開示とした。

また、3⑯については、当該事務又は事業の本質的な性格に照らして、通報者の保護に値する場合と判断して条例第7条第6号でも非開示とした。

3⑪～⑭については、当事案に関する残土の搬入は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反していないため、残土搬入業者を公益上開示する必要性はない。

また、現場に残置又は新たに確認された廃棄物が未だに残されていることから、その廃棄物や土に変化がないかを監視しているだけであって、廃棄物搬入業者が不明である状況においてこれらの情報を開示することにより、残土搬入業者等が廃棄物の不適正処理に関与していることが疑われ、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第3号により非開示とした。

3⑮については、当該事務又は事業の本質的な性格に照らして、通報者の保護に値する場合と判断して条例第7条第6号により非開示とした。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の該当性について

本件非開示情報のうち、実施機関は3①～⑩、⑯を本号に該当するとして非開示としていることから、以下、3①～⑩、⑯について本号該当性を検討する。

①特定事業者の所在地、代表者の携帯電話番号、FAX番号及び印影

当該情報について、実施機関は、特定事業者が事業を営む個人であることは理解しているが、特定の個人を識別し得る情報であることから、本号本文に該当すると主張する。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、条例第7条第3号（法人情報）で判断することとなるが、事業活動と直接関係がない個人に関する情報で、個人の私生活上の権利利益を害するおそれがある場合には、本号で非開示とし得るものである。

当審査会で対象公文書を見分したところ、当該文書は特定事業者が市に提出した残土撤去計画書であり、特定事業者名、代表者名、事業所所在地、携帯電話番号及びFAX番号が記載されたスタンプ印とともに、印影を確認できた。このことから、当該情報

はいずれも事業活動を行う上で使用されているものと見受けられる。

したがって、当該情報を非開示とする根拠として本号を適用した実施機関の判断は妥当ではない。

なお、実施機関は非開示とした理由として条例第7条第3号（法人情報）の該当性は主張してはいないが、当該情報は「事業を営む個人に関する情報」であることから、後述(5)において、条例第7条第3号（法人情報）の該当性について判断する。

②特定事業者代表者への確認内容（免許証住所、住居、住居形態、生年月日、連絡先電話番号並びに家族の氏名及び生年月日）

当該情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であることは明らかである。

これらは特定事業者が事業を営む個人であったとしても、その事業活動とは直接関係のない私生活上の情報であり、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」には該当しない。また、本号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

③隣地作業者を特定し得る情報（作業者の氏名及びその者の属性）

当該情報のうち、氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であることは明らかであり、本号本文に該当する。

その者の属性については、その情報単独では個人が特定できる情報ではないものの、対象公文書に記載された他の情報と照合することにより、特定の個人を識別し得る情報であると認められる（いわゆるモザイク・アプローチ）ことから、本号本文に該当する。

また、上記について、本号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

④特定地域外の土地地権者の氏名

個人の氏名については、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報ではあるが、土地の地権者の氏名は、不動産登記法に基づき登記簿により公開されている情報であり、原則として本号ただし書イ（法令等の規定により公にされている情報）に該当すると認められる。

しかしながら、当審査会で対象公文書を見分したところ、本件対象公文書に記載されている他の情報からは、当該氏名がどの土地の地権者のものかを特定することができず、登記簿で確認することは困難であるため、法令等の規定により公にされている情報とは認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑤図面、農家台帳及び経営耕地の筆別帳

図面については、土地の地権者の氏名が記載されていることから、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であるが、上記④で述べたとおり、

土地の地権者の氏名は、原則として本号ただし書イ（法令等の規定により公にされている情報）に該当すると認められる。

この点について、実施機関に聴取したところ、市が独自に作成した図面であって、そこに記載された地権者の氏名が登記簿に記載されている地権者の氏名と必ずしも一致するものではないということであり、その説明に特段不自然、不合理な点は見受けられず、法令等の規定により公にされている情報とは認められないことからすると、非開示が妥当である。

しかしながら、対象公文書内に添付されている登記簿において、当該図面で非開示とされた情報のうち、一部の地権者の氏名が開示されていることから、その部分については開示すべきである。

次に、農家台帳及び経営耕地の筆別帳については、個人の氏名、住所等が記載されていることから、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であることは明らかであり、本号本文に該当する。

これらの台帳は、各市町に設置された農業委員会において閲覧制度が設けられているが、閲覧できる者が農地経営者等に限定され、何人にも公開されている情報ではないことから、法令等の規定により公にされている情報とは認められない。

以上のことから、農家台帳及び経営耕地の筆別帳は、本号ただし書イに規定する法令等の規定により公にされている情報とは認められず、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑥警察官の氏名

当該情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名である。

公務員の職務に関する情報は、個人情報から除外し原則開示することとされているが、「三重県情報公開条例第7条第2号の規定に基づき知事が定める職に関する規則」（平成13年三重県規則第12号）により、「知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名」を例外的に非開示とできる旨が規定されている。この規則では、第一線の捜査に従事する警察官等（警部補以下の階級にある警察官等）がこれにあたると規定されていることから、本号本文に該当する。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑦事案名（個人の氏名）

当該情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であることは明らかであり、本号本文に該当する。また、本号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑧残土搬入業者担当者の役職名、氏名及び携帯電話番号

法人の構成員に関する情報は、法人情報であると同時に、構成員各個人の個人に関する情報である。

この点について、審査請求人は、当該情報は事業を営む個人の当該事業に関する情報であるため、法人情報で判断すべきであると主張する。

しかしながら、当該情報は、法人に所属する一従業員に関する情報であるため、事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当せず、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であると認められることから、本号本文に該当する。また、本号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑨バックホウ製造番号及びモデル番号

実施機関は、当該情報を開示してしまうと、当該バックホウの所有者が特定される可能性があるとして主張する。

しかしながら、当該情報はバックホウの型式等を示す情報にすぎず、一般にこれらの情報から所有者を特定することは困難であると考えられる。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当ではないため、開示すべきである。

⑩自動車の車両番号（ナンバープレート）

当該情報は、監視日報に添付された現場写真のうち、現場付近に駐車されていた自動車の車両番号（ナンバープレート）である。

実施機関は、当該情報を開示してしまうと、自動車の所有者が特定される可能性があるとして主張する。

この点、運輸支局等で登録事項等証明書を請求するには、原則として車両番号と車台番号の双方を記載する必要がある、車両番号のみで直ちに所有者を照会することはできない。

しかしながら、もし当該情報を開示した場合、本件においては自動車の駐車場所が明らかになっており、近隣住民等が当該情報と実際の車両とを照合することにより、所有者が特定される可能性は十分にあり得ると考えられる。

本件が廃棄物の不法投棄に関するものであることを踏まえると、所有者が明らかになることにより、当事案への関与が疑われ、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、本号本文に該当すると認められる。また、本号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑪匿名通報者を特定し得る情報（聴取内容及び携帯電話番号）

当該情報単独では、個人を特定できる情報ではないものの、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別し得る情報であると認められることから、本号本文に該当する。また、本号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関は、当該情報は条例第7条第6号（事務事業情報）にも該当すると主

張していることから、後述（７）において、条例第７条第６号（事務事業情報）の該当性について検討する。

（４）条例第７条第３号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、常にか開示が義務づけられることになる。

（５）条例第７条第３号（法人情報）の該当性について

本件非開示情報のうち、実施機関は３⑪～⑭を本号に該当するとして非開示としている。また、前述のとおり３①については、法人情報として判断すべき内容であることから、以下、３①、⑪～⑭について本号該当性を検討する。

①特定事業者の所在地、代表者の携帯電話番号、FAX番号及び印影

上記（３）①で述べたとおり、当該情報は事業を営む個人に関する情報として本号の該当性を検討する。

当該情報のうち、特定事業者の所在地、代表者の携帯電話番号、FAX番号については、事業活動のために外部に表示されることを予定した情報であると見受けられ、開示することにより、当該事業を営む個人の競争上の地位又はその他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

一方、印影は、一般に事業者の内部管理に属する情報であり、偽造等の危険性を考慮すると、開示することにより事業運営に支障を生じさせ、事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

本文書の印影は、特定の者に提出する文書に使用されているのであって、特定事業者が当該印影を不特定多数の者に広く知られる状態に置くような特段の事情も認められず、開示することにより、当該事業を営む個人の競争上の地位又はその他正当な利益を害すると認められる。また、本号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

以上のことから、当該情報のうち、印影を非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、特定事業者の所在地、代表者の携帯電話番号、FAX番号を非開示とした実施機関の判断は妥当ではないため、開示すべきである。

⑪残土搬入業者名、住所及び電話番号並びに所有施設所在地

当該情報について実施機関は、当事案に関する残土の搬入は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反していないため、残土搬入業者を公益上開示する必要性はないとしている。また、現場に残置又は新たに確認された廃棄物が未だに残されていることから、その廃棄物や土に変化がないかを監視しているだけであって、廃棄物搬入業者が不明である状況において当該情報を開示することにより、残土搬入業者が廃棄物の不適正処理に関与していることが疑われ、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

一方、審査請求人は、農地転用に関して違法行為を行う特定事業者と協業している残土搬入業者名を非開示とすることは、違法行為や不法行為をかばうことになるため、開示すべきであると主張する。

確かに、産業廃棄物は、それらが不適切に処理された場合、環境汚染のほか、県民等の健康・生活等への影響や財産的価値の毀損等、地域的・時間的に非常に広範で、かつ深刻な悪影響を及ぼす可能性があることから、廃棄物が含まれた残土を搬入した業者を開示する公益性は高いと考えられる。

しかしながら、当該残土搬入業者が、廃棄物が含まれた残土を搬入したことが明らかであるとは判断できず、廃棄物の搬入業者が不明である状況において当該情報を開示した場合、廃棄物を搬入したことを疑われることで社会的評価が損なわれ、当該法人の競争上の地位又はその他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらの情報を総合的に勘案すると、当該情報を開示することによる法人の不利益を上回るほどの公益性は認めがたく、本号ただし書に該当するとは認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、当該情報のうち、残土搬入業者の住所、所有施設所在地については、当該市内に複数の事業者が存在することが確認できたため、市名を開示しても直ちに当該事業者が特定されるとは認められない。したがって、市名までは開示すべきであり、町域以降を非開示とすることが妥当である。

⑫廃棄物搬入業者名

当該情報について実施機関は、特定事業者の代表者の証拠がない供述であり、開示することにより当事案への関与が疑われ、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

この点、上記⑪で述べたように、廃棄物の搬入業者が不明である状況において当該情報を開示してしまうと、廃棄物を搬入したことを疑われることで社会的評価が損なわれ、当該法人の競争上の地位又はその他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、本号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑬事案名（法人名及び事案所在地）

当該情報のうち、法人名は上記⑫と同様に非開示とすべきであるが、事案所在地については、上記⑪と同様に、市名までは開示すべきである。

したがって、当該情報のうち、法人名を非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、事案所在地の市名までを非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

なお、当該情報の一部は、既に開示されている特定事業者の名称及び特定事業者に係る事案所在地である。

特定事業者の名称については、既に開示しているにも関わらず非開示とされているため、開示すべきである。

加えて、特定事業者の名称が開示されている状況に鑑みれば、事業者が特定されるおそれを理由に事案所在地を非開示とする必要性は認められず、特定事業者に係る事案所在地についても全て開示すべきである。

⑭バックハウ点検票（点検業者名及び識別ナンバー）

当該情報は、監視日報に添付された現場写真のうち、現場に駐機されているバックハウに貼付された移動式クレーン定期自主検査済ステッカーの写真に記載されている。

実施機関は、当該情報を開示することで、所有者が特定され、廃棄物の不適正処理への関与が疑われることにより、社会的評価が損なわれ、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

移動式クレーン定期自主検査とは、労働安全衛生法等に基づき、事業者が定期的に自主検査を実施するものであり、点検業者名には、所有者名又は点検を実施した事業者名が記載されることとなる。

当審査会で調査したところ、当該点検業者は、産業廃棄物に係る業務の許可を受けていることが確認できた。

本件は廃棄物の不法投棄に関するものであり、バックハウが当該現場に駐機されていることを踏まえると、点検業者名が明らかになることにより、所有者が特定され、廃棄物の不適正処理への関与が疑われることが想定されることから、社会的評価が損なわれ、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、本号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

一方、識別ナンバーについては、移動式クレーン定期自主検査済ステッカーの発行機関が付与する番号にすぎず、これらの情報から所有者を特定することは困難であると考えられる。

したがって、点検業者名を非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、識別ナンバーを非開示とした実施機関の判断は妥当ではないため、開示すべきである。

（６）条例第７条第６号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の

要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(7) 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

本件非開示情報のうち、実施機関は3⑮、⑯を本号に該当するとして非開示としていることから、以下、3⑮、⑯について本号該当性を検討する。

⑮通報者の氏名

当該情報は、当事案に関して実施機関に通報した者の氏名である。

廃棄物の不法投棄等の早期発見には、通報者からの情報提供は非常に重要である。

仮に通報者の情報が開示されると、通報者は、通報された者からの報復等を懸念することに加え、実施機関への不信感につながることであり、今後同種の通報がなされなくなるのが危惧される。

したがって、廃棄物の不法投棄等の監視、是正に関する事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑯匿名通報者を特定し得る情報（聴取内容及び携帯電話番号）

当該情報は、条例第7条第2号に該当するとして非開示妥当と判断したが、実施機関は同号にも該当するとして非開示としていることから、以下検討する。

上記⑮と同様に、もし通報者の情報が開示されると、通報者は、通報された者からの報復等を懸念することに加え、実施機関への不信感につながることであり、今後同種の通報がなされなくなるのが危惧される。

したがって、廃棄物の不法投棄等の監視、是正に関する事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(8) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の意見

当審査会の結論は以上のとおりであるが、本件事案については、実施機関の事務処理の一部に不十分な点が見受けられることから、審査会として次のとおり意見を申し述べる。

実施機関は決定通知書の別紙により、業務報告及び監視日報の部分開示における「非開示部分」欄において、文書ごとに非開示とする箇所を記載したうえで、条例第7条第

2号、第3号、第6号を非開示事由としているが、該当する条例に丸印を付けているだけであり、非開示とした箇所がどの条例に該当するのかについて書面からは知り得ることができない。

開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない場合の理由付記（条例第15条）については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が条項のどの要件に該当するかを示すことになると考えられる。

また、「開示請求の対象公文書に複数の非開示情報が記録されている場合や一つの情報が複数の非開示情報に該当する場合には、それぞれについての理由付記が必要である。」とされており、非開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて理由を提示することが困難な場合でも、理由付記の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載すると解される。

したがって、理由付記の趣旨に鑑みれば、本決定の通知書にどの情報が条例第7条の各号の根拠規定に該当するのかを明示すべきであり、条例第15条の要求する理由付記については十分ではないといわざるを得ない。

実施機関は、情報公開制度への信頼を確保するためにも、条例の適正な運用に努め、今後同様のことがないよう正確、慎重な対応をするよう努力することが望まれる。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 4 . 1 0	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 7 . 4 . 2 8	・ 実施機関を経由して審査請求人から口頭意見陳述申出書の受理
R 7 . 5 . 9	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼
R 7 . 5 . 1 2	・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理
R 7 . 7 . 3 0	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 7 年度第 3 回第 2 部会)
R 7 . 8 . 2 7	・ 審議 (令和 7 年度第 4 回第 2 部会)
R 7 . 9 . 1 7	・ 審議 (令和 7 年度第 5 回第 2 部会)
R 7 . 1 0 . 2 0	・ 審議 ・ 答申 (令和 7 年度第 6 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第一部会部会長)	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	田 中 亜 以	司法書士
委 員	田 中 三 貴	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	伊 藤 綾 香	株式会社三十三総研
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	渡 邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。